

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

11月は「同和運動推進月間」です!

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言や差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や誤解、偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

和歌山県では、11月を「同和運動推進月間」と定め、同和問題に対する理解を深めていた

くための各種啓発活動を重点的・集中的に実施しています。

湯浅町においても、町内で啓発のぼりや横断幕を掲揚したり、本誌おける周知等の啓発を行っています。

私たち一人ひとりが、同和問題(部落差別)について偏見を持たずに正しい認識を備えていくことが、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現につながります。



人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)
☎64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

部落差別(同和問題)に関する 町民意識調査結果

☎ 人権推進課(総合センター) ☎64・1126

「湯浅町部落差別をなくす条例」に定める「湯浅町部落差別解消推進基本計画」策定にむけて、令和2年度に「部落差別(同和問題)に関する町民意識調査」を実施しました。

■対象者

18歳以上の町民の方
2,000人(無作為抽出)

■調査結果(抜粋)

●差別は人間として恥ずべき行為の一つだ (95.4%)

●差別される人の話をきちんと聴く必要がある (87.3%)

●差別問題に無関心な人も、差別問題についてきちんと理解してもらったことが必要である (79.5%)

●インターネット上の部落差別について
実際に見たことがある (5.1%)
聞いたことがある (40.8%)
見たことも聞いたこともない (54.0%)

●人権関連法令を「まったく知らない」割合 (34.7%)
・部落差別解消推進法 (34.7%)
・和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例 (51.9%)
・湯浅町部落差別をなくす条例 (41.0%)

引き続き「湯浅町部落差別解消基本計画」の策定に向けた取組を進めてまいりますので、今後とも皆様のご理解、ご協力のほどお願いいたします。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します!

☎ 和歌山地方務局・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

- ◆期間: 11月12日(金)～18日(木)
- ◆時間: [平日] 8:30～19:00 [土・日] 10:00～17:00
- ◆電話番号: **0570-070-810** (全国共通ナビダイヤル)
- ◆相談内容: 夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権相談。
相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。



障がい者等用駐車場の適正利用のために

☎ 福祉課福祉係(10番窓口) ☎64-1120

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい(視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい)のある方や、妊産婦、高齢者、病气やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。



同和運動推進月間 講演会 劇団俳優座所属舞台女優 有馬理恵氏

「いのちをみつめて～お芝居とおはなし～」 を開催します!!

- ◆開催日: 11月28日(日) 13:00～14:30 (12:30開場)
- ※手話通訳・一時保育(1歳6ヶ月児～未就学児)あり
- ◆場所: 総合センター
- ◆定員: 90名 ※定員を超えた場合は抽選となります。
- ◆申込方法: 参加申込書に記入のうえ、郵送、FAX、持参でのお申込みまたは、お電話でのお申込みも可能です。
抽選の結果については、整理券の発送をもってかえさせていただきます。
- ◆申込締切: 11月18日(土)



有馬理恵氏

☎ 有田郡湯浅町湯浅2707-1 人権推進課(総合センター)

TEL 63-1126 または 63-4152 FAX 63-3792

参加申込書

お名前	ご連絡先		
住所	手話通訳を希望する・しない	一時保育を希望する・しない	